川崎町新型インフルエンザ等行動計画修正箇所一覧表

修正個所	現 行	修 正 案	修正内容
P 2 7 行目	(以下「新型インフルエンザ等」という。)	(以下「新型インフルエンザ」という。)	等を削除
P 2 9 行目	新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	等を削除
P9 1基本的人権の尊重	売り渡しの要請等の実施にあたって、町民の権利	町は、県が実施する売り渡しの要請等の措置に	売り渡しの要請等の
5 行目	と自由に制限を加える場合は、その制限は当該イ	連携、協力します。また、町が実施する措置に	実施は、町ができない
	ンフルエンザ等対策を実施するため必要最小限	あたって、町民の権利と自由に制限を加える場	ため、表現を明確化
	のものとします。	合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対	
		策を実施するため必要最小限のものとします。	
P 2 4 (1) -1 町行動計画	業務計画	事業継続計画	業務計画は指定公共
等の策定			機関が作成する計画
(下から2行目)			のため
P 2 5 (3) まん延防止に関		国の実施する検疫強化の際に必要となる防疫措	追記
する措置		置、入国者に対する疫学調査等について、関係	
		機関と連携を強化します。	
P31 海外発生期		国が実施するモニタリング、有効性の評価、副	追記
(4) 予防接種		反応情報の収集・分析及び評価について、積極	
		的に情報収集し、関係機関への周知を行います。	
P38 県内未発生期		国が実施するモニタリング、有効性の評価、副	追記
~県内発生早期		反応情報の収集・分析及び評価について、積極	
(4) 予防接種		的に情報収集し、関係機関への周知を行います。	
P 4 5 (4) 予防接種 2 行目	予防接種法	予防接種法第6条第3項	条項を明記
p 5 2 小康期	緊急事態解除宣言がされたときは	政府対策本部が廃止されたときは	県対策本部の廃止は
(1) -5			政府対策本部が廃止
県対策本部の廃止			された時のため